

津幡町告示第54号

津幡町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年7月24日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、若年世帯の定住促進及び地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費用、引越費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 対象住居 新婚世帯が生活を開始する町内の住居をいう。
- (3) 住居費用 婚姻を機に新たに対象住居を取得、賃借する際に要した費用で、購入費、建築費、家賃(共益費を含み、賃借を開始した最初の1月分に限る。)及び仲介手数料を対象とする。ただし、家賃については、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当分を控除した額とする。
- (4) 引越費用 対象住居への引越しに際し、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 結婚新生活開始日 婚姻届の受理日又は新婚世帯が居住するための住居への住民票の異動日のいずれか遅い方の日をいう。
- (6) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得(所得証明書をもとに、平成28年分の夫婦の所得を合算した金額(婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合にあつては、所得なしとして算出。)をいう。以下同じ。)が340万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が340万円未満であること。
- (2) 婚姻の届出日において、夫婦のいずれかが40歳以下であること。
- (3) 対象住居に夫婦の住民票があること。
- (4) 住宅の賃借に関する他の公的制度による補助等のうち、町長が指定するもの以外の交付を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(6) 町税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費用と引越費用を合わせた額を対象とし、1新婚世帯当たり24万円を上限として予算の範囲内で交付する。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 住居費用、引越費用は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支払われた費用を対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活開始日から起算して2月以内、又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに津幡町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書又は戸籍謄本)

(2) 住民票

(3) 所得証明書その他新婚世帯の総所得が分かる書類

(4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)

(5) 離職票(結婚を機に離職した場合)

(6) 対象住居の売買契約書又は請負契約書の写し(住居を購入又は新築した場合)

(7) 対象住居の賃貸借契約書の写し(住居を賃借している場合)

(8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居を賃借している場合であって、住宅手当の支給を受けている場合)

(9) 住居費用、引越費用の領収書写し等

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは津幡町結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、不交付を決定したときは津幡町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、津幡町結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他町長が補助金の交付決定を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 町長は、第1項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、津幡町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により交付の決定を受けた者に対するこの告示の適用については、同日以後もなおその効力を有する。